

神奈川県

人権相談窓口一覧

令和6年11月

はじめに

平成10年3月に本窓口一覧の初版を作成してから今日までの間に、人権に関する様々な法律が順次制定されましたが、こうした法整備の努力にもかかわらず、児童虐待や学校でのいじめ、DV、自殺などの報道は後を絶ちません。人権を侵害された被害者の救済や、相談・支援の充実が求められています。

県では令和4年3月に「かながわ人権施策推進指針」を改定しました。前回の改定から9年が経過し、この間、人権を取り巻く社会情勢には大きな変化がありました。性的マイノリティの人権課題やヘイトスピーチの問題、インターネットによる人権侵害など新たな人権課題が顕在化し、喫緊の対応が必要な状況となっております。

この指針に基づいて、人権教育・啓発の推進とともに、複合した人権問題の解決に向けて、県の相談窓口の充実をはじめ、国・市町村等の関係機関との連携強化や、人権NGO等と協働した取組みを進めていくこととしています。

また、令和6年4月から施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び、DV防止法に基づき、当事者を支援するための基本計画として、実効性のある、取組みを推進するため「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を策定しました。

現在、国・県・市町村などの行政機関により、また、NGOやNPOなど市民の自発的な活動として、様々な相談活動が行われています。これらの相談機関の多くは人権問題として相談を受けているわけではありませんが、相談の大部分は人と人との間に起こる身体的、精神的苦痛についての相談であり、人権にかかわるものです。

時には様々な要因が複雑に絡み合い、その解決に一つの相談窓口では対応しきれないケースも発生しています。行政・民間を問わず、相談機関が相互に連携を密にして相談にあたること人権侵害の未然防止や被害者の救済に役立つものと考えられます。

この本窓口一覧が各相談機関の皆様の連携を深め、相談される方々の問題解決に役立てば幸いです。

令和6年11月

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室

(※窓口の情報は、原則として、令和6年4月1日時点のものを基準としています。)